

山形県科学技術奨励賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手研究者の研究意欲の向上を図るとともに、将来の研究者の確保に資することを目的として、山形県表彰規則（昭和24年4月県規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、科学技術に関して優れた研究成果をあげた若手研究者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 本表彰は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 本県内において科学技術の研究開発に従事しているもしくは従事したことがある当該年4月1日現在において40歳未満の者
- (2) 次のいずれかに該当し、県内産業の振興及び県民生活の向上に資する研究成果をあげた者
 - イ 技術開発に関し、優れた研究成果をあげた者
 - ロ 新しい現象、有用物質の発見、有用品種の育成等を行った者
 - ハ 新しい理論解析、実験手段、測定方法等を創案した者
 - ニ 有用データの収集、解析、評価を行い、優れた結果を得た者
- (3) 山形県表彰規則第3条の2に該当しない者

(推薦手順)

第3条 市町村、大学、企業等の長は、表彰該当者があると認めるときは、別記調書により、知事に推薦するものとする。

2 自らが表彰に該当すると思われる者は、前項の規定に準じて自薦するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者は、一の年度につき原則として3名以内とする。

2 山形県表彰審査委員会への諮問に当たっては、外部有識者の意見を添付するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞（記念品及び研究奨励金）を授与してこれを行う。ただし、表彰者が山形県職員の場合は、研究奨励金を授与しない。

(事務局)

第6条 本表彰に係る事務局は、産業技術イノベーション課に置く。

附 則

この要綱は、平成14年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。